

8 月 臨 時 教 育 委 員 会 会 議

日 時 平成 2 1 年 8 月 7 日 (金)

午後 3 時 0 0 分

場 所 秦野市役所西庁舎 3 階会議室

次 第

1 開 会

2 議 案

(1) 議案第 1 7 号 「平成 2 1 年度教育委員会教育行政点検・評価報告書」
について

(2) 議案第 1 8 号 寄付について

3 その他

4 閉 会

平成 2 1 年 8 月 臨時教育委員会会議録

日 時	平成 2 1 年 8 月 7 日 (金) 午後 3 時 0 0 分～午後 4 時 1 5 分
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室
出席委員	委員長 高野 二郎 委員長職務代理者 望月 國男 委員 高橋 照江 委員 加藤 剛 教育長 金子 信夫
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育総務部長 鈴木 和彦 生涯学習部長 露木 茂 教育総務部参事 熊澤 広明 生涯学習課長 横溝 昭次 教育総務課長 二階堂 敬 スポーツ振興課長 井手 則夫 学校教育課長 牛田 洋史 図書館長 和田 義満 教育指導課長 高木 俊樹 教育総務課課長補佐(庶務担当) 小山田 豊彦 教育研究所長 相原 雅徳 教育総務課庶務班主事補 笹森 信之
傍聴者	なし
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

委員長

ただいまより、8月臨時教育委員会会議を開催いたします。お手元の会議資料に沿って進めさせていただきます。

早速議案に入りますが、「議案第 1 7 号 平成 2 1 年度教育委員会教育行政点検・評価報告書について」ご説明をお願いします。

—教育総務課長が議案第 1 7 号について説明—

委員長
教育長

ご質問、ご意見等ございますか。

内容については、既に学習会等で精査されていますので、良いかと思うのですが、昨年と比べて早く、事務局もかなり頑張りました。この時期に何とか間に合うことになりました。昨年の議会でも、これに対する期待感が大きかったこともあるのですが、早く出してほしいということで、それに応える形で何とか9月議会に提出できる段取りになりました。

今の話で、議長に提出して、その後の処理は向こうに任せる訳です。昨年もあったのですが、部長会にこのようなものが諮られないのはおかしいという市長部局からの指摘がありまして、昨年は急遽部長会に出したと思います。今年度はそこをどうクリアしていくのか。議決があった後、市長部局に対する報告というか、

その辺がどうなっているか、説明をお願いします。

教育総務課長 この後、8月26日が臨時部長会議になります。昨年度、市長部局から、その辺の部分について出すべきだということがありました。この26日の部長会に報告書を提出させていただいて、それが終わってから議会に提出という格好になります。

教育長 部長会ではこの扱いはどうなるのですか。

教育総務課長 昨年度、教育委員会が報告書をまとめたもの、これを部長に単に渡すだけではなくて、そういうものをお披露目する、そういう周知徹底を図る部分として事前に提出しておくべきであるということで、お目通しをしておいてください、周知をしておいてくださいという格好での提出になります。

教育長 その資料には予算が載っている訳です。だから、載せるか載せないかとか、あるいは、このような数字を出すことについては全市的な立場に立って本来やるべきではないかという話がある。市長部局ともうまく調整を図っていかなければならないというあたりで、事務局としての判断、その辺も踏まえた判断がされていないとまずいかなと思ったので質問しましたが、どうですか。

教育総務課長 点検評価シートを見ていただくと、21年度の予算ということで、あくまでも予算です。この予算については市長部局で決定をした予算ですので、これが来年度のときにまた点検・評価の項目になってくると思いますが、現状の中では、市長部局で、予算が少ないとか多いとかのバッティングするような部分は、今の段階としてはないというように判断しています。

教育長 もう一つ、どこの時点でこの報告書は公表の対象になるのですか。

教育総務課長 今日決定をいただく、この日が報告書の作成された日になりますので、この後、議会への提出と同時に公表としてホームページに、これが両方一緒に動くという格好になります。

教育長 議会への提出日はいつですか。

教育総務課長 それはまだこれから調整をさせていただきます。

委員長 議会に報告というのは、議長に提出した時点で教育委員会の点検・評価を議会に報告したということですか。

教育総務課長 法律に書いてあるのは、議会へ報告書を提出する、ですから、本来的には提出した段階で終わりです。その後の、今言っている常任委員会で説明をとというのはそのフォローの部分になります。

委員長 議会に報告して、議会の評価というのはどのようにするのですか。

教育総務課長 今回の場合は、9月が決算議会になりますので、ちょうど20年度の事業の決算数値の意見をいろいろいただく。当然、点検・

委員長

評価シートがいい参考資料になりますから、ここで結構意見が出るのではないかというように思っています。

それでは、「議案第17号 平成21年度教育委員会教育行政点検・評価報告書について」原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

—異議なし—

委員長

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

続いて、「議案第18号 寄付について」ご説明をお願いいたします。

教育長

—教育総務課長が議案第18号について説明—

判断根拠の3番目、総計予算主義の説明をしながら最高裁の決定を盾にとり、いわく「市の所有に属することとなる金銭」以外は別に予算の総計主義には当てはまらないと判断することができるということでしょう。

教育総務課長
教育長

はい。

それでは、「市の所有に属することとなる金銭」というのはどういうものを言うのでしょうか。

教育総務課長

寄付も当然、市の予算としてある訳です。議会の議決を経て入る寄付もあります。これも全部、本来的には市の予算として予算総計主義の中に入りますが、ここで特に予算総計主義を出させていただいたのは、最高裁の判例の中でも、もともと寄付というものが、この例でいけば、本町小学校の校長職にある者に預けて、学校の児童のために使ってください、それがされているのだから、この寄付は市へ寄付したものではない、だから、予算総計主義の観点からは外れるのですという、裁判例の中でもその引用の部分がそのままそのように明示されていますね、わざわざこの部分を。

教育長

監査委員さんの中では、「いや、違うんだ。小学校の校長がもらったものについては市への寄付なんだ」というような部分の争いがありました。この最高裁の判例の中でもその部分のところは明確に分けていますので、それをあえてもう一回特化してここに出させていただいて明示をしたという格好になります。

こちらとしてはそう言いたいのは分かるけど、「市の所有に属することとなる金銭」かどうかという判断で、つまり、「これは市に寄付したものだ」と言う人は、「学校は市が設置している、設置者は市長である。その維持管理から運営もすべて市が財源を使って行っている。だから、学校長に寄付したものじゃない」と言っているのではないかと思う訳です。それは、寄付者が学校に寄付したのか校長に寄付したのかと言われたら、校長はその後

代わってしまっていて、校長という職に寄付したという明示なら
できるけど、学校だと「設置者は市長だよ」と言われてしまっ
ているのではないかなということがある訳です。この説明で本当に
大丈夫かなど。学校イコール市というような考え方から外れよう
としている訳ですね。そこは説明がつくのですか。

教育総務課長 学校の校長に預けたものだという、過去の流れをもって根拠と
するということです。

教育長 設置者である市長が設置した学校に寄付をしたのではなくて、
その学校の管理・運営者である校長に預けた、そう理屈づけて
いる訳ですか。

教育総務課長 前回の中でも説明させていただきましたが、寄付者の意向が当
然どこにあるのか、それをまず確認をさせていただいて、寄付者
は、市に寄付はしていない、その部分は前回確認しました。

教育長 それは1番の部分ですね。

教育総務課長 はい。

教育長 だから、3番の部分を言うことがまた新たな論争を生むのでは
ないかと思った訳です。一生懸命言っても。1番で、何だかんだ
と言ったって、市なんかに贈るつもりはないのだから、学校だろ
うが何だろうが、そこだと言って、それが最優先ですよと言えば、
それで済んでしまう話かもしれないのに、またこれを持ち出すか
ら、公立学校の設置者は市長だと、学校に寄付したのか、校長に
預託したのかなんていう話になってきて、大丈夫かなど若干気にな
るところがある訳です。

教育総務部長 ですから、今回、言われるように、本当は、市ではないところ
に、学校だったら学校に寄付するといったら、一筆もらう必要性
があると思います。それが寄付者の意向なんですね。それで今回
も、直接行って、住所氏名、署名をいただきました。

委員長 市は、学校に寄付したものは市のものだなんて言うなら、最初
からそうするべきであって、そうじゃないように振る舞ってきた
訳ですよ。今さら何だといったら、それは市の負けですよ。市
のものだったら、最初から市がちゃんと予算に計上して市のもの
にしてやればよかったのに、そうではなくて、ちゃんと個人のも
のとして認めてきた訳です。

教育総務課長 この文章そのものは法律家には見てもらっていないのですか。
まだ見てもらっていません。ただ、この前の段階で、この寄付
はどのような存在なんだということで、平野弁護士には見ていた
いただきました。これは、「いろいろな種類があるけれども、当然、
寄付者は学校に預けているだけです。ですから、市に入れたも
のではないです。それが脈々と何十年と続いているのだから、当

委員長

然、寄付者の意向としては市ではないです。この判断ができて裁判で争ったら、市が何か言ったら負けるのではないですか」という報告はいただいていますので、その部分は参考資料として監査委員には出していきたいと思っています。

教育総務部長

常識的に考えれば、監査のほうの間違っているのではないかと思います。

教育長

もともと法律論争をするつもりはないです。今までも何度も何度もやってきていて、二階堂課長が直接監査委員と会っているいろいろなことを話している中で、向こうの疑問にきちっとお答えをしているという、向こうの疑問はこのような形なのだから、我々ももともと法律論争をするつもりはないですが、ただ、向こうの質問がそのような視点で質問をしてきているので、その質問にきちっとお答えをしていくという、そのようなスタンスです。

教育総務課長

ちょっと先に行きますが、その次に何行かあって、「したがって今後も」の後、「3団体がそれぞれ存続することになります」という、このような表現はつまり、教育委員会は本町小にある3つの基金について、存続させますとか、そのような指示をするような立場にないから、客観的に不適切ではないと判断している。したがって、存続することになると、非常にクールな第三者的な言い方をあえてしている訳ですか、ここは。

教育長

そうです。

教育総務課長

こちらはそれしか言いようがないですね。

教育長

認めるとか、何々するとは。

言えないということですね。それは分かりました。

教育総務課長

次に、下のほうに行くと、「『権利能力のない財団』として機能してきたと評価できるものですが、公益的団体として一層の透明性を確保するため早期の法人化を誘導するものとします」とありますが、教育委員会はそれを誘導することはできるのですか。

教育長

命令はできませんので、「そちらの方向に動いていただいたほうがよろしいですよ」という言葉として「誘導」という言葉が適切じゃないかと。

委員長

何でこの言葉を使ったのですか。「誘導」というのはあまり教育委員会で使ったことがない言葉です。

教育総務部長

でも、最終的には、やっぱり法人化が必要でしょう。私もこの「誘導する」にひっかかったのですが。

「指導する」なんて言うと言葉がきつからでしょう。だから、お願いをするとか、全体の話の中でそういうところに協力してもらえないかという形で勧めるとか、そういうことなんだろうけど。

教育長
教育総務課長

権限がこちらにあるかないかという部分ですよ。

ただ、不安な部分があるから早くやってくれよというような部分もある訳です。その言葉じりです。

教育長

次、「他校（とその児童）との間で差別が生じ」という言葉を使っている。この「差別」という表現はいろいろな意味を持っていて、こういう場合に「差別」という言葉をあえて使うのかなと思ったのですが、「差別」というと身分差別などのイメージが非常に強くて、人権問題に使われるケースが多い訳です。これは単なる環境のプラスマイナスということで、そのようなことであえて「差別」と使うのかなと思って、言葉の使い方が微妙だなと思いつつ見えていたのですが。

委員長

これは向こうが言った言葉ということだから、向こうがどう言ったかを忠実に書かないといけない。

教育長
教育総務課長

余り意識しないで使っているのでしょう。

そうだと思います。

望月委員
教育長

「他校との差別を生じ」ということだったら「格差」ですね。そうだと思います。差別化という言葉は一般でも最近使うから、別にそうでもないのですが、教育関係にいと「差別」という言葉に非常に敏感に反応してしまいます。

教育長
教育総務課長

あと、最後のこの数行はまとめですか。

そうです。この3資金についての最終的なまとめです。

教育長

教育委員会としての結論はどこにあるのですか。上の「以上の3点を判断要素として審議した結果」云々というのが答えでしょう、今回のこの辺にある。

教育総務課長
委員長

はい。それをもう一回。

それでは、「議案第18号 寄付について」原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

—異議なし—

委員長

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で、8月臨時教育委員会会議は終了いたします。

〔午後4時15分終了〕